

米軍普天間飛行場所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

去る 8 月 27 日午後 5 時 30 分頃、米軍普天間飛行場所属 CH-53E ヘリコプターが、沖縄本島東海岸沖において、縦約 58 センチメートル、横約 47 センチメートル、重さ約 1 キログラムの窓を落下させる事故が発生した。

同型機の嘉手納飛行場での離着陸回数は、昨年度 41 回、今年度 4 月から 7 月までに 13 回確認されている。このことから今回の窓落下事故は、一步間違えば嘉手納飛行場周辺地域住民を巻き込む大惨事となる危険性があり、市民に与える恐怖は計り知れず、怒りを禁じ得ない。

本市議会では、これまでも事故が起きるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたが、繰り返される事故は米軍の安全点検や確認作業等の杜撰さが顕在化していると言わざるを得ない。

また、今回の事故について、関係自治体への報告が事故発生の日後 2 日後にしかなく日米両政府で合意されている迅速な情報提供がなかった事は極めて遺憾である。さらに、事故原因の究明や再発防止策の公表など安全性が確認されぬまま CH-53E ヘリコプターの飛行を再開するなど周辺住民の感情を顧みない米軍の態度に不信感は募るばかりである。

よって、沖縄市議会は、市民の生命・財産並びに安全、安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 再発防止のため、整備手順や飛行前点検、安全運用手順等の徹底した見直し、改良を行うこと。
2. 安全性が確認されるまで同型機の飛行を中止すること。
3. 通報体制を厳格に遵守し、事故に関する正確かつ迅速な情報提供を行うこと。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 10 月 3 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長